

手話言語法ニュース

2017年7月31日 No.43

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

手話言語条例成立自治体「101」に

埼玉県川口市

6月26日川口市議会で、「川口市手話言語条例」が可決されました。

川口市では、これまでに手話言語条例制定に向けた勉強会や、川口市聴覚障害者協会や川口手話サークル友の会などと意見交換を行ってきました。

この条例は、聴覚障害者及び音声機能または言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）が、手話を用いて日常生活及び社会生活を安心して営み、全ての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

条例は同日に施行されました。



川口市役所内で記念撮影

群馬県伊勢崎市

6月26日伊勢崎市議会で、「伊勢崎市手話言語条例」が可決されました。

伊勢崎市は、手話やろう者への理解の裾野を広げ全ての市民が心の絆を結び、安心して生活できる優しいふるさとの発展に力を合わせていくことを目指すとしています。同日施行です。



伊勢崎市議会で記念撮影

石川県金沢市

6月26日金沢市議会で、「金沢市手話言語条例」が可決されました。

条例は、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もってろう者やろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的としています。

金沢市では今後、市内の小学校を対象に手話講座などを行う予定です。6月27日施行です。



金沢市の山野之義市長（前列左から5番目）と共に

三重県名張市

6月27日名張市議会で、「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」が可決されました。この条例は県内初の手話、情コミ一体型の条例となります。

音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーションの手段を利用しやすい生活環境を構築し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的としています。同日施行です。



名張市の 亀井利克市長（前列中央）と共に

手話言語条例の成果

奈良県

奈良県は条例施行後、奈良県聴覚障害者協会と奈良県障害福祉課で意見交換を行いました。

この意見交換では、手話の普及等に関わる必要な施策について定めるための「奈良県障害者施策推進協議会手話施策推進部会」の活動日程や手話部会の委員、専門委員の選出などを話し合い、第1回目の部会は9月頃を予定しています。

また、手話言語条例推進事業としてポスター、チラシ、パンフレット配布、啓発イベントによる条例の普及啓発や専門職及び中途失聴者・難聴者向けの手話講習会開催などを予定しています。

奈良県天理市

天理市では、市の職員を対象とした手話講座の開催、地域の手話奉仕員養成講座（入門）を修了した受講生を対象にした基礎力アップ講座の開催を予定しています。基礎力アップ講座は、天理市聴覚言語障害者福祉協会が、天理市から委託を受け開催しており、手話でのコミュニケーション能力を高めることを目的としています。

また、天理市の社会福祉課主催で月に1回行う手話サロン「手話の国へようこそ」を実施しています。

また来年度には、ろう者に対する生活に必要な情報が得られる講演会や専門分野に特化した手話講習会などを実施する予定です。



条例制定に向けた動き

とこなめし 愛知県常滑市

常滑市では、6月に行われた市議会で議員から、市長に手話言語条例について一般質問がありました。

これに対し市長は「聴覚障害者に意見を聞きながら、条例整備に向けて努力する」と返答がありました。

その後、愛知県聴覚障害者協会（以下、愛聴協）の服部芳明理事長、愛知県手話通訳問題研究会（以下、愛通研）の運営委員が、常滑市の福祉部長と福祉課長と面談をしました。

常滑市は今後、手話言語条例一本で進めていくこと、条例検討委員会を設立する際は、愛聴協、地元のろう団体、愛通研から委員を選出する予定です。



中央で握手を交わす常滑市の片岡憲彦市長（右）と愛知県聴覚障害者協会の服部芳明理事長

まいばらし 滋賀県米原市

米原市では、手話を言語として認識し、市民が、障がいのある人への理解を深め、手話を必要とする市民があらゆる場面で意思疎通を図ることができる地域社会を実現することを目的とした米原の手話言語条例（仮称）を制定するため、「米原の手話言語条例を作る委員会」を設置しました。

構成委員は、コーディネーターに神戸大学の教授、アドバイザーに滋賀県ろうあ協会、滋賀県聴覚障害者福祉協会、滋賀県手話通訳問題研究会より1名ずつ選出されており、米原市の社会福祉課で募集した公募市民委員15名、役所内の政策推進課、総務課、防災危機管理課、商工観光課、学校教育課から1名ずつの構成となっています。

6月22日に第1回目、7月19日に第2回目の会議が開かれました。

この委員会の情報は、米原市のホームページで公開されています。

<http://www.city.maibara.lg.jp/0000009654.html>



群馬県で条例研究集会開催

7月9日、群馬県の「群馬会館ホール」で平成29年度ぐんま手話言語条例研究集会「手話言語条例がめざすまちづくり」が開催され、約300名の参加がありました。



群馬県聴覚障害者連盟 早川健一理事長

第1部では、明石市の泉房穂市長が「手話を世の光に」のテーマで基調講演を行いました。

泉市長は、明石市内での手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例施行後の取り組みや、「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」の目的などを述べました。



明石市 泉房穂市長

第2部の、パネルディスカッションでは、パネリストとして、泉明石市長、早川理事長に加え、前橋市の山本龍市長、高崎市議会の松本賢一議員、群馬県健康福祉部障害政策課の小林啓一課長が参加され、議論と意見交換が行われ、盛況のうちに終了しました。



パネルディスカッションの様子



会場の様子

行政職員向け手話講習会の開催

手話言語条例は現在まで101の自治体で成立、施行しており、手話言語への理解が広がりつつあります。

今年度、全国手話研修センターと当連盟の主催で行政職員対象の手話講習会を開催します。特別協賛団体に「公益財団法人日本財団」、後援団体には「手話を広める知事の会」「全国手話言語市区長会」です。

詳細な情報は下記の通りです。

- 開催場所：京都府、※北海道、※埼玉県、※愛知県、※鳥取県、※高知県
(※の地域に関しましては、詳細が決まり次第連盟ホームページに掲載いたします。)

- 日時：京都府 全国手話研修センター
8月29日(火) 13:00~18:30
(12:00~受付、12:30~オリエンテーション)
30日(水) 9:00~15:15

- 参加費：無料(※テキスト代3,240円が別途で負担になります。)

- お申込み方法
障害保健福祉関係主管課にお申込みください。詳しくは、下記連盟ホームページをご参照ください。
締切日：8月10日(木)

●クラス構成

クラス	対象者	学習後の目標	定員(1会場)
初心者	これから手話を始める人	手話検定5級合格	40人 (1G:8人)
初級者	簡単な手話ができる人 (手話検定5級程度)	手話検定4級合格	40人 (1G:8人)

★研修会に関する情報及び、申込書は下記ホームページに掲載しております。

・社会福祉法人全国手話研修センターURL

<http://www.com-sagano.com/archives/5253.html>

・一般財団法人全日本ろうあ連盟 URL

<http://www.jfd.or.jp/2017/07/26/pid16697>